

令和元年 第2回

北見市第一農業委員会総会議事録

日 時	令和元年6月25日(火)
場 所	第一農業委員会会議室
	午前10時00分 開会
	午前10時45分 閉会

1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 議案第5号
- 第 8 議案第6号
- 第 9 報告第1号
- 第10 報告第2号
- 第11 報告第3号

2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 第 7 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 8 議案第 6 号 現況証明願について
- 第 9 報告第 1 号 北見市二農業委員会農業者年金協議会組織検討委員会要領を廃止する要領について
- 第 10 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 第 11 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

3 令和元年第2回北見市第一農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	前澤 一幸 君		
2	高橋 秀幸 君		
3	吉田 和子 君		
4	渡邊 幸夫 君		
5	畑中 利男 君		
6	福田 保志 君		
7	中村 圭一 君		
8	萩原 和裕 君		
9	入倉 孝徳 君		
10	安斉 誠一 君		
11	芝山ひとみ 君		
12	岡田 貢 君		
13	大林 実 君		

	氏名	出席	欠席
14	(欠番)		
15	馬場 正寛 君		
16	竹下 雅英 君		
17	杉山 茂樹 君		
18	竹中 秀樹 君		
19	黒須 倫子 君		
20	米森 裕之 君		
21	岡部 浩 君		
22	國田 恭一 君		
23	鎌口 幹雄 君		

出席 22 名
 欠席 0 名
 欠員 1 名

(2) 事務局出席

事務局 長	武田 嘉憲 君
事務局 次長	宮部 秀明 君
農地課 長	市山 恵一 君
総務係 長	清水 拓 君
農地係 長	谷地 洋光 君

(3) 議長 鎌口 幹雄 君
 署名委員 1番 前澤 一幸 委員
 署名委員 6番 福田 保志 委員

事務局長
(武田 嘉憲君)

今日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。
それでは、令和元年第2回北見市第一農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長
(武田 嘉憲君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。
会長、よろしく願いいたします。

議長
(鎌口 幹雄君)

これより、令和元年第2回北見市第一農業委員会総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長
(宮部 秀明君)

ご報告を申し上げます。
ただいまの出席委員数は、22名全員の出席であります。
次に、本日の総会議案のほか、議案第1号関連及び報告第1号関連として、「令和元年第2回総会資料」をお手元に配付いたしてございます。
以上であります。

議長
(鎌口 幹雄君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。
本日の議事録署名委員は、1番 前澤委員、6番 福田委員の両名を指名いたします。
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定いたします。
次に、日程第3、『議案第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の1ページでございます。
議案第1号 「農業委員会事務の実施状況等の公表について」ご説明いたします。
このことについて、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進その他の事務に関して、下記のとおり令和元年度の目標とその達成に向けた活動計画を定めるとともに、平成30年度の活動計画の点検・評価を行い、公表することとしてよろしいか審議のうえ、適否の決定を求めるというものであります。
内容につきましては、お手元に配付しております、令和元年第2回総会資料、議案第1号関連 「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を、ご参照願います。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君) 事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君) なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君) 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第4、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君) 議案の2ページでございます。
議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

今回の申請は、賃借権が2件であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、許可に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が3筆で、合計面積は11,822㎡であります。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君) 事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

10番
(安斉 誠一君) 番号1番についてご説明いたします。
番号1番、権利の種類は賃借権です。土地の所在は、小泉 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は6,330㎡。貸主は、 さん(持分2分の1)、 さん(持分2分の1)。借主は、 さんです。申請事由は、貸主は、借主の希望により、農地を貸し付ける。借主は、農業経営の規模拡大を図るため、農地を借り受けるというものです。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君) つづきまして、第2班よりお願いいたします。

6番
(福田 保志君) 番号2番についてご説明いたします。
番号2番、権利の種類は賃借権です。土地の所在は、美園 「畑」、面積は5,492㎡。貸主は、 さん(持分3分の1)、 さん(持分3分の1)。借主は さんです。申請事由は、貸主は、自ら耕作できないため、農地を貸し付ける。借主は、農業経営の規模拡大を図るため、農地を借り受けるというものです。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君) 地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、2番の案件については、 委

員が除斥の対象となりますので、まず、2番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、2番の案件を除いて、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、2番の案件を除いて、原案のとおり承認することに決定いたします。
それでは次に、2番の案件に対する質疑にはいりますので、委員は一時退席願います。

(委員、退席)

議 長
(鎌口 幹雄君)

それでは、2番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(委員、着席)

議 長
(鎌口 幹雄君)

次に、日程第5、『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の3ページでございます。
議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

今回の申請は、所有権売買が1件です。
なお、許可に係る地目及び転用面積は、欄外に記載のとおり、「宅地」が4筆で、合計面積は13,925㎡であります。

以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、この案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、第3班よりご説明をお願いいたします。

1 番
(前澤 一幸君)

番号 1 番についてご説明いたします。
令和元年 6 月 14 日に杉山委員、岡部委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、開成 外 3 筆、合計面積は、13,925 m²。譲渡人は、 さん。譲受人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、牛舎、事務所、車輛置場、農作業場、農機具置場、通路、牧草ロール置場です。申請事由は、申請地には、過去に前経営者が建設した農業用施設があるが、農地転用の許可の手続きを失念していることが判明したため、転用を追認願うというものです。所在につきましては、開成ふるさと工芸館から北に約 900m 進んだところに位置しております。

以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしく願いいたします。

議 長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議 長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第 6、『議案第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の 4 ページでございます。
議案第 4 号 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」ご説明いたします。
今回の通知は、合意解約による通知が 1 件です。農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。
なお、通知に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が 2 筆で、合計面積は 6,330 m²であります。
以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、この案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、第 1 班よりご説明をお願いいたします。

10 番
(安斉 誠一君)

番号 1 番についてご説明いたします。
番号 1 番、所在・地番については、小泉 「畑」、外「畑」1 筆、合計面積は、6,330 m²です。賃貸人は、 さん(持分 2 分の 1)、 さん(持分 2 分の 1)。賃借人は さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成 31 年 4 月 26 日。引渡しの日は、平成 31 年 4 月 26 日

す。その他契約の内容等は記載のとおりです。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君) 地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて
おります議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君) なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございま
せんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(鎌口 幹雄君) 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第7、『議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に
よる農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君) 議案の5ページから6ページでございます。
議案第5号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集
積計画の決定について」ご説明いたします。
今回、北見市長より付議された案件は、賃借権が10件、所有権売買が1件の
合計11件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし
ていると考えます。
なお、集積計画に係る地目及び面積は、6ページ欄外に記載のとおり「田」
が2筆、「畑」が22筆で、合計面積は237,464.86㎡であります。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君) 事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班
の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

10番
(安斉 誠一君) 番号1番から3番についてご説明いたします。
番号1番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、 さん。権利
の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のと
おりで、借賃は100,000円、10aあたり8,000円です。
番号2番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、 さん。権利
の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載
のとおりで、借賃は55,000円、10aあたり5,000円です。
番号3番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、 さん。権利
の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載
のとおりで、借賃は275,000円、10aあたり4,900円です。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君) つづきまして、第2班よりお願いいたします。

6 番
(福田 保志君)

番号 4 番から 6 番についてご説明いたします。

番号 4 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、
さん。権利の設定等を受ける者、
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 11,700 円、10 a あたり 1,800 円です。

番号 5 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、
さん(持分 2 分の 1)、
さん(持分 2 分の 1)。権利の設定等を受ける者、
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 88,3000 円、10 a あたり 1,800 円です。

番号 6 番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、
さん。権利の設定等を受ける者
です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は 260,000 円、10 a あたり 20,000 円です。

以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第 3 班よりお願いいたします。

1 番
(前澤 一幸君)

番号 7 番から 11 番についてご説明いたします。

番号 7 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、
さん。権利の設定等を受ける者、
です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 69,000 円、10 a あたり 3,200 円です。

番号 8 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、
さん。権利の設定等を受ける者、
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 205,000 円、10 a あたり 5,000 円です。

番号 9 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、
さん。権利の設定等を受ける者
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 95,000 円、10 a あたり 3,900 円です。

番号 10 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、
さん。権利の設定等を受ける者、
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 11,017 円、10 a あたり 10,100 円です。

番号 11 番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、
さん。権利の設定等を受ける者、
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は 8,435 円、10 a あたり 10,100 円です。

以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

~~なしの声あり~~

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

~~異議なしの声多数~~

議 長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。

よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第 8、『議案第 6 号 現況証明願について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の 7 ページでございます。
議案第 6 号、「現況証明願について」ご説明いたします。
このことについて、下記のとおり願出があったので、審議の上、適否の決定を求めるというものであります。
願出件数は 1 件で、願出理由は「地目変更登記」のためでございます。
番号 1 番、所在・地番は、住吉、公簿地目は「畑」、現況は「農地・採草放牧地以外」、面積は 786 m²、利用状況は「原野」、所有者及び願出人は、
さんです。
以上でございます。

議 長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、この案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、第 2 班よりご説明をお願いいたします。

2 番
(高橋 秀幸君)

番号 1 番について、ご説明いたします。
令和元年 6 月 14 日に福田委員、渡邊委員の 2 名とともに現地調査を行い、現況が「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況については、「原野」と確認しました。
以上、ご報告いたします。

議 長
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議 長
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第 9、『報告第 1 号 北見市二農業委員会農業者年金協議会組織検討委員会要領を廃止する要領について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の 8 ページでございます。
報告第 1 号 「北見市二農業委員会農業者年金協議会組織検討委員会要領を廃止する要領について」ご説明いたします。
このことについて、北見市二農業委員会農業者年金協議会組織検討委員会要領を別紙のとおり廃止しましたので報告するものであります。
内容につきましては、お手元に配付しております、令和元年第 2 回総会資料、報告第 1 号関連「北見市二農業委員会農業者年金協議会組織検討委員会要領を廃止する要領について」をご参照願います。
以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
本案は、報告のとおり了承することといたします。
次に、日程第10、『報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の9ページでございます。
報告第2号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。

届出件数は、所有権(相続)が9件であります。

番号1番、所在及び地番は、北陽 「畑」、面積は2,126㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、同住所 さんです。届出日は令和元年5月21日、受理通知日は令和元年5月24日です。

番号2番、所在及び地番は、大正 「畑」、面積は495.86㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さん(持分2分の1)、 さん(持分2分の1)です。届出日は令和元年6月3日、受理通知日は令和元年6月5日です。

番号3番、所在及び地番は、大正 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は49,362㎡であります。被相続人は、 さん(持分2分の1)。相続人は、同住所 さん(持分2分の1)です。届出日は令和元年5月7日、受理通知日は令和元年5月10日です。

番号4番、所在及び地番は、大正 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は67,063㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年5月9日、受理通知日は令和元年5月14日です。

番号5番、所在及び地番は、 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は7,011㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年5月16日、受理通知日は令和元年5月21日です。

番号6番、所在及び地番は、豊田 「畑」、外「田」2筆、「畑」6筆、合計面積は143,627㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、同住所 さんです。届出日は令和元年5月27日、受理通知日は令和元年5月30日です。

番号7番、所在及び地番は、川東 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は1,983㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年5月21日、受理通知日は令和元年5月24日です。

番号8番、所在及び地番は、北上 「畑」、面積は1,092㎡あります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年6月12日、受理通知日は令和元年6月14日です。

番号9番、所在及び地番は、北上 「畑」、面積は836㎡あります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年6月6日、受理通知日は令和元年6月11日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「田」が2筆、「畑」

が19筆で、合計面積は273,595.86㎡であります。

これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処分をいたしました。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

次に、日程第11、『報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の12ページから13ページでございます。

報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」ご説明いたします。

今回の届出は、所有権が3件、使用貸借による権利が1件であります。

番号1番、所在及び地番は、美山町 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は333㎡です。譲渡人は、 さん、譲受人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、住宅です。届出受理年月日は、令和元年5月8日、届出処理年月日は、令和元年5月14日です。

番号2番、所在及び地番は、とん田西町 「畑」、面積は350㎡です。譲渡人は、 さん、譲受人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、住宅です。届出受理年月日は、令和元年5月28日、届出処理年月日は、令和元年6月4日です。

番号3番、所在及び地番は、小泉 「田」、面積は338㎡です。貸主は、 さん、借主は、 さん(持分2分の1)、同住所 さん(持分2分の1)です。転用目的及び計画の内容は、住宅です。届出受理年月日は、令和元年5月27日、届出処理年月日は、令和元年5月30日です。

番号4番、所在及び地番は、広明町 「畑」、外「畑」2筆、合計面積は2,643㎡です。譲渡人は、 さん、譲受人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、太陽光発電設備です。届出受理年月日は、令和元年6月5日、届出処理年月日は、令和元年6月10日です。

この案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処分をいたしました。

以上でございます。

議長
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

議 長
(鎌口 幹雄君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。
それではこれにて、令和元年第2回北見市第一農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年6月25日

議 長 鎌 口 幹 雄

署名委員 前 澤 一 幸

署名委員 福 田 保 志